

令和4年色麻町議会定例会9月会議会議録(第4号)

令和4年9月12日(月曜日)午前10時01分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

11番	山田康雄君	12番	福田弘君
-----	-------	-----	------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長	小山悦子君

清水保育所長	今 野 稔 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第4号

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	議案第51号	令和4年度色麻町一般会計補正予算（第3号）
日程第3	議案第52号	令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算 （第1号）
日程第4	議案第53号	令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算 （第2号）
日程第5	議案第54号	令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）
日程第6	議案第55号	令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）
日程第7	議案第56号	令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第57号	令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算 （第1号）
日程第9	議案第58号	令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第2 号）
日程第10	議案第59号	令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11	認定第1号	令和3年度色麻町一般会計決算認定について
日程第12	認定第2号	令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定に ついて
日程第13	認定第3号	令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定に ついて
日程第14	認定第4号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定に

		ついて
日程第15	認定第5号	令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第16	認定第6号	令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第17	認定第7号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第18	認定第8号	令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第19	認定第9号	令和3年度色麻町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	議案第51号	令和4年度色麻町一般会計補正予算（第3号）
日程第3	議案第52号	令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第1号）
日程第4	議案第53号	令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第54号	令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第55号	令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第56号	令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第57号	令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第58号	令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第59号	令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11	認定第1号	令和3年度色麻町一般会計決算認定について
日程第12	認定第2号	令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第13	認定第3号	令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第14	認定第4号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第15	認定第5号	令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第16	認定第6号	令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第17	認定第7号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定に

ついて

日程第18 認定第8号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第19 認定第9号 令和3年度色麻町水道事業会計決算認定について

午前10時01分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、休会前と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において11番山田康雄議員、12番福田 弘議員の両議員を指名いたします。

日程第2 議案第51号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第3号）

○議長（中山 哲君） 日程第2、議案第51号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第51号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億4,016万9,000円を追加し、予算総額を48億3,180万7,000円といたしました。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

議案書16ページを御覧ください。あわせて、先日本配りいたしましたコロナ感染症対応地方創生臨時交付金計画書概要欄を御覧いただきたいと思います。

第10款地方特例交付金は、地方特例交付金額が確定いたしましたので、74万3,000円を増額いたすものでございます。

第11款地方交付税は、普通交付税の交付額決定によりまして、1億3,318万円を増額するものであります。今年度の普通交付税の交付決定額は21億3,318万円となり、対前年と比較しますと160万4,000円、0.08%の増というふうになりました。

第15款国庫支出金は、第2項国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,443万4,000円の増となっております。

17ページ、寄附金です。

第18款寄附金は34万円の増で、澤口建築様から一般寄附として10万円の御寄附を頂戴いたしました。

また、ふるさと納税寄附金は、4月から7月までの分として86件、124万円を頂戴しておりますが、当初予算において100万円の予算設定をさせていただいておりますので、今回差額の24万円を増額しております。御寄附を賜りました皆様には、改めまして深く感謝を申し上げます。

第19款繰入金は、第1項特別会計繰入金で各特別会計の精算による繰入金の合計403万8,000円の増となっております。第2項基金繰入金は財政調整基金を1億6,950万円を増額し、本年度の予算上の繰入額を4億4,250万円といたしました。

第20款繰越金は、令和3年度決算により繰越金の額が確定しましたので、1,127万9,000円を増額するものであります。

第21款諸収入は、第4項雑入において、町社会福祉協議会補助金の精算返還金151万8,000円と、県町村会からの助成金であります町村地域活性化促進等助成金100万円を増額いたしました。

第22款町債は、臨時財政対策債の発行可能額が確定いたしましたので、588万9,000円を減額するものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

本年10月から再任用短時間職員と会計年度任用職員の厚生年金及び健康保険が市町村職員共済組合のほうに移行になるということから、今回の補正では、各款の中で市町村職員共済組合負担金を増額し、社会保険料を減額いたしております。一般会計では、市町村職員共済組合負担金が合計で608万5,000円の増となっており、社会保険料が528万円の減というふうとなっております。約80万円ぐらいの増ということになります。

それでは、歳出の主なものについて申し上げます。19ページを御覧ください。

第2款総務費は、第1項総務管理費の財産管理費でPCB廃棄物調査業務委託料71万円、アスベスト含有調査業務委託料92万1,000円、合わせまして163万1,000円の減となっております。旧大村分校解体工事費1,320万円の増、20ページ、9目諸費でふるさとまちづくり基金積立金117万円の増、コロナ対策費で、事業ナンバー15番になります、ウェブ開業備品購入費55万円、21ページ、4項選挙費のコロナ対策費で、事業ナンバーが16番、選挙用備品購入費110万円の増など、総務費合計で1,600万6,000円を増額するものであります。

第3款民生費は、第1項社会福祉費の社会福祉総務費で加美郡保健医療福祉行政事務

組合負担金 2 億2,997万6,000円の増、国民健康保険対策費で国保の特別会計への繰出金 509万8,000円の減、22ページ、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業で、令和 3 年度分精算による返還金181万6,000円の増、コロナ対策費で、事業ナンバー 5 番、17番、18番の差引きで、加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金441万4,000円の増、福祉灯油等助成事業費で、事業ナンバー、これは19番になりますけれども、福祉灯油等助成事業扶助費350万円の増、23ページ、第 2 項児童福祉費で認定こども園整備事業費で、幼稚園舎解体工事等設計業務委託料630万円の増、幼稚園プール等撤去工事費200万円の増、コロナ対策費で、事業ナンバー20番、子育て応援給付金980万円の増など、合計で 2 億5,394万3,000円を増額するものであります。

25ページをお願いします。

第 7 款商工費は、平沢交流センター露天風呂目隠し壁改修工事費508万2,000円の増となっております。

26ページ。

第 8 款土木費は、第 2 項道路道路橋梁費において除雪に係る経費として、防雪柵設置収納業務委託料110万円、除雪作業機械運転委託料504万円、除雪重機借上料2,317万2,000円などで4,743万7,000円の増。第 4 項住宅費では、家賃等の支払い訴訟について認容判定が確定しましたので、成功報酬といたしまして弁護士委託料16万5,000円の増などであります。

27ページになります。

第10款教育費は、第 1 項教育総務費のコロナ対策費で、事業ナンバー21番、がんばる受験生応援事業補助金54万円、29ページ、第 6 項保健体育費の学校給食センター管理費で、事業ナンバー22番、学校給食費等の負担軽減として賄い材料費474万6,000円の増などとなっております。

第11款災害復旧費は、7月13日から16日にかけての大雨による施設等の災害復旧事業費で、第 1 項公共土木施設災害復旧費が199万円、30ページになります、第 2 項農林水産業施設災害復旧費が639万8,000円を増額するものであります。

第12款公債費は48万2,000円の減額で、31ページの償還明細書にありますが、令和 3 年度債の利子及び平成23年度に借り入れたものの借換えなどによる利率見直しに伴う補正であります。

第14款予備費は282万9,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行ったところであります。

次に、12ページにお戻り願います。

第 2 表債務負担行為補正ですが、家屋評価システムソフトの借り上げから給食費管理システムソフトの借り上げまで、合計 6 案件について限度額の大きいものを申し上げます。スクールバス運行業務の委託、令和 4 年度から令和 7 年度の期間、限度額 1 億2,500万円。幼稚園バス運行業務の委託、令和 4 年度から令和 5 年度の期間、限度額 2,100万円。学校給食センター調理等業務の委託、令和 4 年度から令和 7 年度の期間、

限度額8,130万8,000円などであります。

最後に、13ページ。

第3表地方債補正ですが、臨時財政対策債の本年度借入額の確定によりまして、限度額を3,411万1,000円に変更するものでございます。

以上、令和4年度色麻町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、詳細につきましては款項を追っての質疑の際にお答え申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書16ページ、歳入から入ります。

歳入。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金。（「なし」の声あり）

第11款地方交付税第1項地方交付税。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

17ページ。

第18款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第1項特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第20款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

第21款諸収入第4項雑入。（「なし」の声あり）

第22款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

次に、19ページ、歳出に入ります。

第1款議会費第1項議会費。（「なし」の声あり）

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2項町税費。（「なし」の声あり）

第4項選挙費。（「なし」の声あり）

第5項統計調査費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 18節負担金補助金及び交付金でございますが、このところで3年度の決算では5億841万4,000円、令和4年3月補正で2,700万円ほど補正して、結果

的に3年度決算で5億841万4,000円となっておりますが、当初2億5,000万円で今回2億2,997万6,000円、合わせて4億7,997万6,000円という合計額になろうかと思いますが、その一部事務組合の経営について、皮膚科の件もあるんですが、現在の経営状況については、町長は組合の管理者からどのように聞いておるか伺いたいと思います。

また、そのことを踏まえてこの負担金、今後どのような推移になる見通しなのか、これも管理者からどのように聞いているか、お聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、組合関係の中でちょっと問題が大きくなってき始まっているなど思っているのは、老健関係ですね。老健関係が、介護士も思うように確保できないということもありますけれども、老健関係の負担がちょっと大きくなっておりますので、その辺がちょっと不安と言えば不安でございます。今後、そのところがどうなるかによっては、それぞれの組合に加盟しております本町と加美町の負担も大きくなる可能性があるということになろうかと思えます。

病院関係については、このコロナ関係のいろいろあってから、病院そのものについての経営はまあまあ、まあまあという表現がどうか、そう心配する状況にはないということでありまして。そういうふう聞いております。

○議長（中山 哲君） 4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 老健のほうの介護士の確保が大変だと。また、それによって、経営的なもので苦しくなる可能性があるということですね。

今現在、コロナ禍の中で、様々経営をしていると思いますが、今言った介護士の確保とか、あと、医師の確保、これをきちっとやっていただくように、管理者のほうに伝えてもらいたいと思いますが、お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 努力はされているようですけれども、なおなお、そういうふうに伝えたいと思います。

○議長（中山 哲君） ほかに。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ちょっとお尋ねします。

22節償還金利子及び割引料、令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付精算による返還金、この文言、片や同じ款の2項になりますけれども、同じ22節、こちらには過年度分子ども・子育て支援交付金精算による返還金という文言がございます。

細かい話ですけれども、この説明、片や令和3年度、片や過年度分、多分、会計処理上の文言としてこれは載っているんだろうというのは御承知しておりますが、ただ、議会において、果たしてこれがこのままでいいものかどうか。取扱いとしてももう少し整合性のある文言にしたらよろしいのではないかなと思うのですが、その点どのように執行部として考えられているのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

今回の返還金に令和3年度とついていて、あとは下のほうですね、別目では過年度と
なっていて、整合性が取れていないのではないのかというお話でしたが、これにつきま
しては、まず、住民税非課税世帯への臨時特別給付金というのは、新型コロナウイルス
感染症対策として非課税世帯に10万円、こちらを給付するというものになっております。

本町におきましては、令和4年2月に該当者に確認書を送付いたしまして、令和4年
4月中を申請期限としております。このことから、令和3年度の事業終了は困難である
ということから、3月会議において繰越明許費の議決をいただいて、令和4年度に繰越
しを行っております。このため、臨時特別給付金のこの事業ですけれども、予算上は令
和3年度現年分と、令和4年度の繰越明許費分に分かれております。

今回精算により返還するのは、令和3年度現年分ということになりまして、令和4年
3月31日時点で歳入、受け取ったもの、あと歳出、出したもの、こちらを精算するとい
うものになっております。令和3年度現年分ということですので、あえて補正予算の説
明欄においては、令和3年度と記載させていただきました。

以上でございます。

- 議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。12番福田 弘議員。

- 12番（福田 弘君） 児童福祉費、23ページでお聞きしておきたいと思っておりますけれども、
その中で10目認定こども園整備事業費ということで、今回、色麻幼稚園の解体の設計、
あと幼稚園プールの撤去工事費ということで計上されておりますけれども、この目の設
定の考え方についてお伺いしたいと思っておりますけれども、認定こども園として貸付けする
用地というと、現在の園庭の部分ということに限られているのかなというふうに思いま
す。

そうした中で、幼稚園については、新しい認定こども園が完成した暁に解体するとい
うことになっていきますので、実際的には、その時点では認定こども園も全て完成してい
ますので、財産管理費の中で予算計上することになるのかなというふうに考えます。こ
れは私の考えだけですけれども、そうしたとき、実際に認定こども園さんのほうに多分、
補助金とか、いろんな負担金とか補助金とかで出すのであれば、それは認定こども園の
整備事業費でいいんですけれども、町の財産を処分する、あるいは整地する、当初予算
です、プール跡地の整備もありましたけれども、ちょっとあの時点で気づかなかっ
たので、ちょっと質問をしかねてしまったんですけれども、その辺最終的に何ていうの
かな、ごちゃごちゃっていう形になってしまうと思うので、そこら辺をあらかじめ整理
して目を設定するなり、あるいは幼稚園の解体工事の設計費であれば、現在の幼稚園費
の中に置くとか、あるいは財産管理費の中で予算計上するとか、そういう手法もあつた
のかなというふうに考えますけれども、その辺についてお伺いをしておきたいと思いま
す。

- 議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

目の設定につきましては、いろいろな考えがあろうかと思いますが、今回の認定こども園整備事業費のほうで幼稚園の解体、それから幼稚園のプール等の撤去工事費ですかね、そちらのほうも予算計上させていただきました。

というのは、認定こども園整備、最終的にこの整備に係る費用がどれだけかかってきたのかということも整理しやすいようにということもありまして、認定こども園整備費の中で、設計業務委託とかプールの撤去、それから駐車場整備等々もですね、この認定こども園整備事業費の中で目を設定して、事業展開をしていくということで設定をさせていただきました。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 思いは分かるんですけども、やはり目を設定するというのは1つの目的があって、その目的のために予算計上して執行するというのが目的だと思うんですけども、それが認定こども園の関係を町で整備する分あるいは事業者さんで整備する分、それをごたごたごたごたっとな、一緒にしてしまうと、後々にですね、室長言うのは分かるのです。これぐらい総額でかかったんだということを明らかにするために1つの目で整理するんだということは分かりますけれども、そうすると、やはりちょっと後でつじつまが合わなくなってくるのかなというような思いもあったもんですから、その辺ちょっと再度ですね。例えばこの幼稚園の解体なんかについては実際、これは将来の話になるので、予算書に載っていないと言われるかもしれませんが、いずれ認定こども園が完成した暁、翌年度になるか、あるいは起債の条件で2年後になるか、3年後になるか分かりませんが、そのときもこの認定こども園整備事業費というのは、あるということではないと思うんですね。そのときは多分、財産管理費か何かで置かざるを得なくなると思うのですけれども、そこら辺の考え方ですね、再度ちょっと確認だけしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

幼稚園の解体工事につきましても、それからあと駐車場整備につきましても、令和6年4月から認定こども園スタートしてきますけれども、その6年4月以降につきましても、この認定こども園整備事業費で解体工事、それから駐車場整備をしていきたいというふうには考えております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに児童福祉費。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 23ページの10目の工事請負費、この中の幼稚園プール等撤去工事費ありますが、プール、あとそのほか「等」ということで何かまたあるのか。そして、その5年度ですね、解体した後、5年度はそのプールの対応はどのようにするものなのか。そういう、ちゃんときちんと対応を取っているものなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

幼稚園のプール等撤去工事費でございますけれども、幼稚園プール、それから旧小学校で使っていました自転車小屋がございますので、そちらを併せての解体というふうになりますので、プール等撤去工事費というふうにさせていただきました。

それから、令和5年度のプールでございますけれども、なかなか工事も入ってまいりますので、外でのプール遊びはちょっとできないかなというところで、令和5年度のほうはプールの予定は今、考えていない状況になります。

○議長（中山 哲君） 総務教育課長じゃないのか。いいのか。（「はい」の声あり）白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 幼稚園ですから、プールの授業、授業というか、やはり教育総務課のほうでその辺きちんと把握して対応を取るべきではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務教育課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

幼稚園のほう、工事が始まりますと、園庭及び園庭に今ありますプールにつきましては使えないということの御協議は、子育て支援室のほうからございました。園庭につきましては、体育館等を利用して体育遊びをしていきたいと思いますというお話になっております。プールにつきましては、工事も始まることから、どうしてもできない。以前にもコロナ禍で使えなかったという年もございましたので、そのことを考えますと、1年という夏の期間ですので、致し方ないのかなと私のほうでは思っております。

プール遊びはできないとしても水遊びを行って、プールに代わる遊びを提供したいとは考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ぜひね、その対応を検討してもらいたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（中山 哲君） 総務教育課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えします。

対応、今までのようにですね、固定式の今までは結構立派なプールだったんですけども、それに代わるものということで今後、検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今の教育総務課長の答弁を聞いてちょっと気になりましたけれども、本町における教育会議、この中で幼稚園、小中一貫校の教育現場をどのような整合性を持って事業計画を立てているのか。1年足らずという話をされるとそれまでなんですけれども、やっぱり幼児教育からの小学校の義務教育、中学校の義務教育というのに将来つながっていくと思うんですが、来年以降の話をすると多分、議長に怒られます。

○議長（中山 哲君） 現の議題になっているものについてね。

○3番（相原和洋君） はい、すみません。今この撤去をすることによって、そういった部分の教育方針がどのように変化になっていくのか、それをお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

今までは、施設については基本的に老朽化がございましたが、通常どおりの幼稚園事業ができていたと思います。ただ、令和5年度につきましては、新しい園舎が建設されるということで、園庭を使つての遊び等ができないということで、今後はそれに代わる、例えば園外保育を増やすとかして、それに対応していきたいと思えます。

また、プールにつきましては、どうしても工事車両が出入りするところでのプール遊びというものはできません。それに代わる場所と申しますと、裏の駐車場という形になりますけれども、そうしてしまいますと、どうしても日陰になる恐れもございしますので、そこら辺をちょっと検討しながら、来年度に向けて検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、課長の答弁を聞きますと、園外教育、プールについては使えない。そういった部分、教育委員会の会議等でも多分お示しはしているんだと思えます。ここで撤去費として200万円使っていますけれども、実際、教育現場としてそれをどのように捉え、子供たちの育成を図るのか。どういった話になっているのか。再度お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） こちらはプール撤去ということで、いろいろプール以外にも制限がかかってくるかと思えます。こちらのことを、今までも教育委員会等についてはお知らせをし、御説明はしておりましたが、今後、総合教育会議並びに教育委員会の定例会のほうでお話をしていきながら、よりよい幼稚園運営をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） これからするんじゃないかと、ここで今、課長が答弁した園外教育1つ取ってもそうなんですけれども、具体的に方向性をどう教育委員会として、教育長なのか町長か分かりません、示していくのかということをお尋ねしたのでありますけれども。再度、答弁を最後にお願ひしておきたいと。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） いろいろ工事が入ると制約も入ってきますので、あと、幼稚園のほうで具体を見ながら、こちらを補っていけるものを補って、子供たちの影響を最小限にとどめていきたいと考えております。来年度の幼稚園教育の具体の計画を立てる段

階で具体性が出てくるものかと今考えているところです。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに児童福祉費。ありませんか。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。（「なし」の声あり）

25ページに入ります。

第2項林業費。（「なし」の声あり）

第7款商工費第1項商工費。（「なし」の声あり）

第8款土木費第1項土木管理費。（「なし」の声あり）

第2項道路橋梁費。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 26ページの使用料及び賃借料、今回、除雪車両借上料として2,317万2,000円。当初予算で1,400万円とあって、合計3,717万2,000円ということで、このように予算をつけていただいて大変ありがたいと思います。これは道路の交通確保といいますか、あと仕事とかね、生活するために必要なことでありますので、大変ありがたいと思いますが、そしてまた除雪路線っていうのは、私の経験からしますと、年々増える、一度やるともうやめられないということで年々増えるという状況だと思います。

それなりの対応をするためですね、役場の重機も、あと民間の業者の方々、あとまた、町民の方々から協力をもたらしているところではありますが、その路線を決定する際に、ある程度その路線を把握して慣れていないと大変危険な状況でありまして、よく重機の転落などもありますし、あとまた運転士の方のけがとかよくあるわけなのですが、その辺も路線を決める際の配置する際、どのようなことを考えて、今言ったことなども相当考えているとは思いますが、その路線を決定する際、業者の方々、あと役場の部分、どのような考えで割り振りをしているものなのか、今後するものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

除雪車両借上料についての御質問ですが、こちらのほうにつきましては、町所有の町と、あと町関係と業者さんのと、あと個人所有の関係ですけれども、こちらのほうは、今年度につきましても同様の方々を使用しまして除雪作業を実施いたしますので、今回については路線を知っているところを配置しておきますので、よろしく願います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） そういう経験といいますか、場所を把握しているということは重要なことでありますので、その辺はきちんと考えながら、そして除雪する際、除雪の前にその場所を点検しておくということも大事だと思いますので、その辺はよろしく願います。

その除雪の配分なんです、業者の方々というのは、特に建設業ですが、地域貢献と

ということで、建設業に係る経営審査事項というのがあるんですけども、これは業者が点数をつけ、国交省やら、あと、県とかから点数をつけてもらって、それでランクづけして、その仕事の入札に係るランクづけなどがされるわけなんですけど、その辺も町内業者に対して、その辺きちっと地域貢献ができるような配慮をするべきだと思いますが、その辺もきちっと配慮しての路線を決めているということを加味しているものなのかどうか、そこまで考えているものなのかどうかですね、伺います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今の質問でございますが、一応ランクのほうは、業者のほうから申入れがありましたらランクづけのほうはいたしますので、配慮というところは業者さんのほうで実施しているものでありますので、それに合った形でうちらほうも評価のほうはしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。白井議員、現に議題となっているものについての質疑をお願いいたします。

○4番（白井幸吉君） 除雪を車両を借り上げて、やってもらった方に借り上げ料を支払うわけですが、その支払った場合において、その除雪をやったという、この地域貢献度、これはその業者が、その建設業に係る経営審査事項に多分、業者のほうに記載してやると思うんですよね。それらが記載できるように、除雪をやりましたよと、地域貢献しましたよというような項目があるので、そこを業者がそういうふうに申請できるように配慮すべきだということを私申し上げたのですが、もう一度お願いしたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今後、配慮していきたいと思えます。

以上です。

○議長（中山 哲君） ほかに。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 除雪費、今回、除雪504万円、除雪車両借上料2,317万2,000円なんですけど、私、今年、去年秋から今年、それから雪の被害を受けた者として、これだけの予算で今年の除雪関係は全て完全に行えるものなのかなと、ちょっと私からすれば不安な、もっともっと、これ以上の予算がかかるんじゃないかなというふうな感じはしていますけれども、その辺はどういうふうに考えているのか、お知らせ願いたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今回の補正の分でございますが、一般会計の財源等もありますので、今後は補正対応で実施したいと思えます。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

次、第4項住宅費。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、現に議題となっているものについてのみ質疑をいたします。

この弁護士委託料、これは早期に解決をされたということでお喜びを申し上げます。これからは本来の仕事に専念できるものだと理解しておりますので、今後ともいい仕事をしていただければと思いますが、先般、全員協議会の際に説明をいただきました。いただきましたが、説明がなかったものですから、説明ないことを聞くのはあれだと思って聞かなかったんですが、この16万5,000円、これは全額成功報酬だと理解してよろしいのかどうか。それとも、この中に成功報酬以外のものも含まれていると理解すべきものなのかどうか、その辺についてまずお伺いをいたします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今の質問につきまして、こちらのほうにつきましては、成功報酬だけでございます。以上です。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 分かりました。要するに、16万5,000円、これは全て訴訟が終わったことによる弁護士への成功報酬だということですね。理解をいたしました。

そこでお伺いをいたします。全協のとき、全協じゃない、打合せか、打合せですね、そのとき、この金額からすると、どのくらいの弁護士さんへの報酬が発生するのかという、ちょっと疑問がありました。ただ、お伺いはしませんでした。そこで、この16万5,000円の成功報酬になる試算というか、根拠というものをお伺いしておきたいと思います。そうでないと、なぜ16万5,000円かということについて、私たちはなかなか判断できないものですから、その辺についての御回答を求めます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

この16万5,000円の根拠でございますが、旧日弁報酬等基準によりますと、成功報酬の目安は、得られた経済の16%となります。本件については、判決で得られた経済利益の135万4,070円の16%、21万7,000円が本来お支払いするものでございますが、この弁護士法人につきましては、町の顧問弁護士でもありますので、あと、現実の回収はこれからであるということで、15万円に減額し、これに消費税の10%を加えた16万5,000円となっております。

以上です。（「今説明していただいたんですが、速くてよく分からない。ゆっくり」の声あり）

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） じゃあ、ゆっくりお答えいたします。

今回の成功報酬でございますが、日弁報酬等の基準によりますと、成功報酬の目安は得られた経済利益の16%、本件につきましては、判決で得られた経済的利益が135万4,070円の16%、135万4,071円です。の16%、約21万7,000円が本来お支払いする予定でございますが、この弁護士法人につきましては、町の顧問弁護士でもありますので、あと今後、現実的な回収につきましてはこれからでございますので、15万円になり、これに消費税10%を加えた16万5,000円となりました。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） おおよその説明が分かりました。要するに、今回の訴訟に当たっての総額というのは135万4,071円だったと。訴訟の総額ね。これの16%が成功報酬に通常なると。その成功報酬は21万7,000円であると。ここまでは理解しました。

ところが、弁護士のほうから21万7,000円は要りませんよと、15万円ですと、そういう話になったと、顧問弁護士でもあるもんだからね。そこで、15万円に消費税を掛けた金額を出したところ、16万5,000円になったと。こう理解していればよろしいわけですね。了解しました。ありがとうございます。

○議長（中山 哲君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

27ページ。

第9款消防費第1項消防費。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

第2項色麻小学校費。（「なし」の声あり）

第3項色麻中学校費。（「なし」の声あり）

第4項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第5項社会教育費。（「なし」の声あり）

29ページ。

第6項保健体育費。（「なし」の声あり）

第11款災害復旧費第1項公共土木災害復旧費。（「なし」の声あり）

第2項農林水産業施設災害復旧費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねをしたいと思います。

この項目については一般質問でもちょっと町長とやり取りさせてもらっていますが、今回の12節委託料及び15節原材料費、18節負担金、補助金及び交付金、これについての質問をしたいと思います。

まず、12節委託料、この委託料、どこにどういった内容の委託料になっているのかをまずお尋ねしておきたい。

15節原材料につきましては、今回どういったものを用意するようにしているのか。これをお尋ねしておきたい。

18節については、今回の補助金、どういった用途の補助金関係に値するのか。また、これを使う際の条件等は何かあるのか。今回のこの100万円という数字の見方、これの

算出根拠はどういった形で今回出されたのか。

以上の点をまずお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

まず、初めに12節の委託料でございますが、これにつきましては、町が管理担当します水門の流木の撤去に係る作業の委託でございます。

それから、13節使用料及び賃借料でございますが、これについては。（「・・・ねえど」の声あり）失礼しました。15節の原材料、これにつきましては、林道、作業道等の路面洗掘がございましたので、その復旧のための敷き砂利代の購入になります。

それから、18節になります。農地災害復旧事業補助金ということで、個人の方の農地の災害復旧事業になります。

それで、当初議員各位に配付しました、その災害状況の一覧表からすると、補助額が10分の1でございますので、おおむね50万円程度という額になるんですが、現在把握しているものだけで積算しておりますので、当然今後、稲刈り等々が進む中でさらにその農家さんが農地に運ぶ時間も多くなりますと、災害場所が増えてくるんだらうという想定の下で100万円という形にさせていただきました。

制限につきましては、作業の委託、人夫の作業の委託だとか、あとは重機借り上げ料で復旧すると思いますので、その請求書、領収書等、それから完成写真等を添付していただければ、対象にしていきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 12節の委託については、流木の撤去のための形の委託ですよ。

あと、15節については敷き砂利分を見ていると。あと、18節については今、10分の1、個人の負担分を町が見ると。積算したところ50万円で見ているけれども、今後出てくるだろうと。そういったことを加味した中で多めに取っているというお話をいただきました。

この18節の負担、補助金関係についてなんですけれども、この申請、個人の方が個人で事業をして、直して、それに対しての領収書等を出して、それに対する10分の1を出すという形になるのかなと思うんですけれども、これ、いつまでの形で事務、今年度の事業の内容なのでしょうけれども、農家の方が直されて、いつまで出せばこれが有効なのか。そういったことは示して、どのようにいくのか、お尋ねをしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

予算、御可決いただいた後、早急に、まだ私どもが把握してない箇所も想定されますので、町内周知します。それから、事業の復旧については、雪が降る前となると思いますので、それをめどに事業を、それまでに事業を実施していくというような形で、なおその事務的なものについては、降雪後でも、雪が降った後でも大丈夫ですので、とにかく

く雪が降る前に復旧を行っていただいて、その後に精算等々に入りたいと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今18節の関係でお伺いします。

今言った、課長は稲刈り後ということでございますが、このとおり秋雨前線なりなんなり、今年中にね、どうしても工事が入れない、春先の乾いているときにでないとうまく、畦畔ね、畦畔が続いたところは皆、個人の方々が多分直すと思うんですが、この雨で被害を受けたところね。ですから、春先にね、春先にも、どうしても重機が入れない箇所は、稲刈り後すぐということで今、答弁があったんですが、今年中みたいな話なんですが、やっぱり来年の春までね、見ていただきたいなというふうな考えなんですが、その辺確認しておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

説明がちょっと不十分でございましたが、基本的には3月31日までということで進めさせていただきたいと思います。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

次、第12款公債費第1項公債費。小川一男議員。

○6番（小川一男君） 資料の31ページ、先ほど総務課長から説明をいただいたんですが、利率変更分で経営体育成事業の関係、10年のスパンということでのあれなんですが、0.69から1.1、ちょっと金利的に、入札でやったからそうだって言われればそうなんですが、あまりにも高いんじゃないかなと思われま。

あわせて、この下のほう、変更前の業者と変更後、同じ方が変更前、変更後は同じ業者なんですが、こちらは18年、20年のスパンで、こちらはかなり下がっているんですが、これをリンクさせてこういう形になったのかどうか、まずお聞きします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） リンクはさせないで、単品というんですか、単品ごとの利率を紹介しておりました。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 令和3年度の財政状況を見ます、あるいはキャッシュフロー等を勘案すると、このくらいの残150万円であれば、一括返済という方法を選択肢に入れなかったのかどうか、その辺についても併せてお願いします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 原則的にその繰上償還というのに該当するかと思うんですけども、金額が少ないから繰上償還するというようなことはあまりしてはいないんです。ちょっとこの辺の県との協議とか、そういうのがあるか。ない、ないらしいのですけれども、ないということなので、今議員がおっしゃられたようなことも、今後は検討をしていくべきだろうと。今おっしゃられたように、0.69が1.1に上がっているというよう

な状況でございますので、今後は150万円を一括で返せば、それはそれで利子がかからないですから、財政調整基金とか減債基金の残高を見ながら、可能な限りそういう対応もしていきたいというふうに考えております。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

次、第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、12ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正。質疑ありませんか。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ここで幼稚園バス運行業務の委託ということであります。2,100万円でございますが、運行業務については大変ありがたいと感謝を申し上げます。

そこで、その運行状況の中、内容を聞いてよろしいですか。

○議長（中山 哲君） 運行業務委託だからいいんだ。もう1回。はい、どうぞ。いいですよ。

○4番（白井幸吉君） 申し訳ございません。ちょっと決算で聞こうかなと今、思ったんでね。

月曜日というのは、子供たちが寝るための布団を持っていく日だと聞いていますが、その際、このバスに乗れない。要するに、自分のうちのその布団を持っていかなくちゃいけないというような状況にあるんですが、よろしいですか。じゃあ、決算のときね。

○議長（中山 哲君） ほかに。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 債務負担行為補正でお聞きしておきたいと思います。

今回、6件の債務負担行為補正されておりますけれども、その債務負担行為補正と実際の現年度分の予算の計上時期というのはどのように考えているのかということでお聞きしたいと思います。

といいますのは、スクールバス負担金管理システムソフトの借り上げ、それから給食費管理システムソフトの借り上げ、この2か件ですけれども、この2か件については、たしか当初予算で予算が計上されていたと思います。当初予算で計上されていて、私も何でこのソフトの借り上げ、システムの借り上げがなければ債務負担はないのかなと思っていましたけれども、今回この2件が出てきました。本来であれば、現年度の予算とこの債務負担行為、同時期に補正予算という形で計上すべきかなというふうには私なりに考えているんですけれども、その辺の考え方、どのように取り扱うべきかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 当初予算に金額が、委託料が載っていて、債務負担が今上がってきているというような状況でございますけれども、原則的には福田議員がおっしゃるとおり、債務負担が先、少なくとも同時ということになるんだろうと思います。後年度までその委託料が発生するのであれば、債務負担と一緒に取るというのが原則的な考え方というふうになるかと思っておりますので、当初予算にその委託料が載っている分について

ては、あくまで単年度の、債務負担を取っていなければ、単年度しか契約しないよというふうに財政のほうでは判断しますので、そのような載っかかり方になるのですが、このようにその、実は債務負担だということに上がってきておりますので、今回このように補正させてはいただいておりますけれども、原則的には福田議員がおっしゃるような運営をしていくのが本来の姿でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） ありがとうございます。

今後、やはり補正予算と債務負担行為見比べながら、多分議員の皆さんも審議に臨むものと思いますので、やはり同時期計上ということで、各担当課長さんのほうにはよろしく御指導のほう、お願いしておきたいと思っておりますけれども、再度その辺、指導の徹底についてお願いをしておきたいと思っております。答弁をお願いします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） すみません、指導といいますか、周知がちょっと足りなかったということで反省をいたしております。次からはこのようなことがないように、また周知をしたいと思っております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に13ページ。

第3表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。以上で質疑が終わりました。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第3 議案第52号 令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第52号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 議案第52号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に97万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,256万1,000円と定めるものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

議案書37ページをお開きください。

歳入ですが、第5款1項1目繰越金で令和3年度繰越金が97万5,781円となりましたので、当初予算で1,000円を予算措置しておりましたので、その差額97万5,000円を増額補正するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

歳入の増額分を第1款1項1目積立金に97万5,000円を補正するものでございます。今回の補正後による基金の令和4年度末基金残高は6,990万2,000円となる見込みです。

以上で、令和4年度奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。詳細につきましては款項追っての質疑の際にお答えいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書37ページ、歳入から入ります。

歳入。

第5款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款積立金第1項積立金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第53号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第53号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を469万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書44ページをお開きください。

歳入について申し上げます。

第1款繰入金1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金40万5,000円。

第2款繰越金1項繰越金では、令和3年度からの繰越金の額が44万127円となりました。補正前の予算額では科目設定のための1,000円を計上しておりますので、43万9,000円を増額し、補正後の予算を44万円とするものでございます。

議案書45ページを御覧ください。

歳出について申し上げます。

第1款公債費1項公債費1目利子では、令和3年度で借り入れました工業団地整備事業債、合計1億2,380万円の償還利子40万5,000円を増額。

第2款諸支出金1項繰出金1目他会計繰出金では、歳入の補正で御説明を申し上げましたとおり、令和3年度の繰越金の額が確定いたしましたので、令和3年度の一般会計からの繰入金を精算するため、一般会計へ繰り出すものでございます。補正前の予算では科目設定のため1,000円を予算計上しておりますので、44万円を増額し、補正後の予算を44万1,000円とするものでございます。

第4款予備費では1,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書44ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第2款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款公債費第1項公債費。（「なし」の声あり）

第2款諸支出金第1項繰出金。（「なし」の声あり）

第4款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第54号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第54号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,219万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億1,028万6,000円といたすものであります。

まず、歳入のほうから御説明いたします。

52ページをお開き願います。

第4款第1項1目保険給付費等交付金では、特別調整交付金の額が確定したことにより、22万円を増額補正とするものです。

第6款第1項1目一般会計繰入金では、一般会計繰入金人件費分を509万8,000円減額補正としております。こちらは人事異動等に伴うものです。

第7款繰越金では、令和3年度の決算が確定したことに伴う前年度繰越金として2,707万5,000円を増額し、予算額を3,207万5,000円といたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

53ページを御覧ください。

第1款第1項1目一般管理費では、歳入でも御説明いたしましたが、人事異動による人件費の調整等で、給料等で487万8,000円の減額補正とするものです。

第7款第2項1目他会計繰出金につきましては、令和3年度に一般会計からの繰入金を精算し、一般会計へ返還するもので、今回80万3,000円を追加し、予算額を80万4,000円といたしました。

第8款予備費では2,627万2,000円を追加し、総額を2,967万2,000円といたしました。今後、想定外の支出増加等に備え、歳入歳出の予算調整を行ったところであります。

以上、令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の御説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、事項別明細書の質疑の際に改めて御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書52ページ、歳入から入ります。

歳入。

第4款県支出金第1項県補助金。（「なし」の声あり）

第6款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第7款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第7款諸支出金第2項繰出金。（「なし」の声あり）

第8款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号 令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第55号令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第55号令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ221万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,315万6,000円と定めるものであります。

まず、歳入から御説明申し上げます。

59ページを御覧願います。

第1款第1項後期高齢者医療保険料では、本年度の保険料が確定したことに伴い、再算定を行った結果、1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料合わせて207万円の増額といたしました。

第3款繰入金では、人事異動による人件費の調整により、一般会計から繰り入れる事務費繰入金人件費分を58万9,000円の減額といたしました。

第4款繰越金では、令和3年度の繰越金が83万2,000円と確定いたしました。当初10万円を予算計上しておりますので、今回73万2,000円の補正とするものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

60ページを御覧ください。

第1款第1項1目一般管理費では、人事異動による人件費の調整のため、58万9,000円の減額といたしました。

第2款第1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、本年度の保険料が確定したこ

とに伴い、247万2,000円の増額といたしました。

第3款第2項1目他会計繰出金では27万4,000円を増額し、予算額を27万5,000円といたしました。これは、令和3年度精算により一般会計に返還すべき金額が確定したことによるものであります。

第4款予備費において、歳入歳出予算調整のため5万6,000円を増額とするものです。

以上、令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の御説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、事項別明細書の質疑の際に改めて御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書59ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料。（「なし」の声あり）

第3款繰入金第1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

第4款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金。（「なし」の声あり）

第3款諸支出金第2項繰出金。（「なし」の声あり）

次、61ページ。

第4款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

日程第7 議案第56号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第56号令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第56号令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,163万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を8億1,548万7,000円とするものでございます。

歳入の補正から御説明申し上げます。

議案書67ページを御覧ください。

第7款繰入金第1項他会計繰入金で40万9,000円の増額。

第8款繰越金第1項繰越金では、令和3年度決算に伴う繰越金が2,172万2,148円となりましたので、当初予算に計上した50万円を差し引いた2,122万2,000円を増額いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

68ページを御覧ください。

第1款総務費第1項総務管理費と、第5款地域支援事業費第2項包括的支援事業・任意事業費では、人件費で40万9,000円の増額。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金では、保険料還付金と令和3年度介護給付費負担金等精算による返還金、合わせて729万2,000円の増額。

第2項繰出金では、令和3年度介護給付費地域支援事業費の精算に伴い、231万1,000円の増額といたしました。

歳入で上回る1,161万9,000円につきましては予備費を増額し、歳入歳出予算の調整を図ったところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書67ページ、歳入から入ります。

歳入。

第7款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第8款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第5款地域支援事業第2項包括的支援事業・任意事業費。（「なし」の声あり）

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）

第2項繰出金。（「なし」の声あり）

69ページ。

第7款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第57号 令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第8、議案第57号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第57号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を347万1,000円とするものでございます。

歳入の補正から御説明申し上げます。

議案書75ページを御覧ください。

第2款繰入金第1項一般会計繰入金で3万円の増額。

第3款繰越金第1項繰越金で、令和3年度決算に伴う繰越金が21万4,025円となりましたので、当初予算に計上した1,000円を差し引いた21万3,000円を増額いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

76ページを御覧ください。

第1款サービス事業費第1項居宅介護支援事業費の人件費で3万円を増額。

第2款諸支出金第1項繰出金で、令和3年度一般会計繰入金金の精算に伴い、21万4,000円を増額補正いたしました。

第3款予備費において1,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を図ったところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書75ページ、歳入から入ります。

歳入。

第2款繰入金第1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

第3款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款サービス事業費第1項居宅介護支援事業費。（「なし」の声あり）

第2款諸支出金第1項繰出金。（「なし」の声あり）

第3款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第58号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第9、議案第58号令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第58号令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和3年度決算で繰越金が確定したことにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,128万3,000円を増額し、予算総額をそれぞれ3億8,500万3,000円とするものでございます。

歳入から御説明いたします。

議案書82ページをお開き願います。

第4款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金で、特定環境保全公共下水道事業及び戸別排水処理施設整備事業の一般会計繰入金として4万9,000円を増額いたしました。

第5款繰越金で、令和3年度決算で繰越金が確定したことにより1,123万4,000円を増額いたしました。

次に、歳出について御説明いたします。

83ページを御覧ください。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目農業集落排水管理費につきまして、施設管理委託料、賃借料を合わせて129万3,000円を増額いたしました。

次に、第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費第1目特定環境保全公共下水道管理費につきましては、施設管理委託料、賃借料を合わせて194万円を増額、第2目特定環境保全公共下水道事業費につきまして、工事請負費として192万5,000円を増額いたしました。

第5款公債費では、令和3年度に借り入れた公営企業適用債及び戸別排水処理施設整備事業債の償還利子として4万9,000円を増額いたしました。

第6款予備費では607万6,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

す。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書82ページ、歳入から入ります。

歳入。

第4款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第5款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費。（「なし」の声あり）

第5款公債費第1項公債費。（「なし」の声あり）

第6款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第59号 令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第10、議案第59号令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第59号令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費と漏水調査実施に伴う委託料の補正、四竈地区及び清水地区水道施設整備において新たに実施する工事請負費の補正を行うものであります。

まず、初めに収益的支出から御説明いたします。

議案書87ページをお開き願います。

第1款水道事業費用第1項営業費用第1目原水及び浄水費では、給料、手当、法定福

利費など420万2,000円の減額。第2目配水及び給水費では、有収率の向上を図るため、漏水調査委託料として467万5,000円増額。第4目総係費では、手当、法定福利など71万円減額といたしました。

なお、第4項予備費で24万1,000円を増額し、収益的支出予算の調整といたしました。次に、資本的収入及び支出を御説明いたします。

議案書88ページをお開き願います。

第1款資本的収入第3項企業債第1目企業債では、3,000万円の増額をいたしました。次に、支出につきまして御説明いたします。

第1款資本的支出第2項建設改良費第1目配水設備改良費では、四竈地区及び清水地区水道施設整備工事費では、新たに給水管切替え工事等を実施するため、合わせて2,741万9,000円の増額としました。

次に、戻りますが、86ページをお開き願います。

なお、今回の補正後の予定額におきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,723万3,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,215万8,000円、過年度分損益勘定留保資金4,815万8,000円、当年度分損益勘定留保資金691万7,000円で補填することといたしました。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書87ページ、収益的支出から入ります。

収益的支出、支出。

第1款水道事業費用第1項営業費用。9番今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 配水及び給水費の委託料、漏水調査委託料467万5,000円ありますが、この調査の内容についてお知らせください。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今回の漏水調査委託料ですが、衛星による漏水調査でございます。衛星ですね。現在で実施してきました漏水現場でございますが、音調で今までは実施してきておりましたが、あまり効果がなく、現在、管路の更新を行っても有収率が上がらないということでございますので、今回、衛星により、町内一円の調査を実施するものでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 今までは音で聞いたげっとも、そうじゃなくて、今度は衛星で空から見ると。これは確率的にどうなんですか。今までよりもずっと上がるということですか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今回の漏水調査によってでございますが、衛星からマップを基に、音調調査で再確認し、ピンポイントでその漏水箇所を調査、もう一度調査しまして、早期修繕と今後の配水管の更新の計画を立てるものでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） そうすると、467万5,000円でそれが全てできると。全て調査ができるというふうに考えていいんですか。その後にもたさらに調査が必要だということになるんですか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 先ほどは大変すみませんでした。

確率のほうからお答えいたします。大体3割から5割程度でございます。

それで。（「予算はこれでいいのか、足りるのか」の声あり）すみません、予算の関係でございますが、今回の漏水調査のほかに、今度、現場に、すみません、マップに落としした場所について再度、音調で確認いたしますので、御理解のほどよろしく願います。

○議長（中山 哲君） 課長、現に上げていたこの予算で間に合うのかということを行っているの。もう1回答弁。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 大変すみませんでした。大変申し訳ございませんでした。

このほかに来年度以降、調査委託料のほうはかかりますので、よろしく願います。

○議長（中山 哲君） ほかにございせんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ここに載っている467万5,000円、これは補正として出てきた。そして、この補正として出てきた、その内容というのは、衛星からの電波を基にマップ、マップから落とし込んで、その音を測るとか、音響。（「音調」の声あり）音調。これをピンポイントでという、何かよく分からないんですがね。すると、467万5,000円が、衛星を基に漏水調査をするお金と。とすると、今年度、これは今年度というのは、これは令和4年度ですから、そのほかに、あまり効果がなかったと言っていた漏水調査の費用というのは、合わせると幾らになりますか。まずそこをお伺いしておきます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

その質問でございますが、今までの漏水調査の、ちょっと金額の表につきましては今、持っておりませんが、その467万5,000円のほかに、音調調査で再度、金額のほうははっ

きりちょっとまだ出しておりませんが、その分かかりますので、よろしくお願いします。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員にお諮りいたします。

ただいま質疑続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「了解」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） やらなくてもいいと思ってたんですが、それではお伺いします。

新たに467万5,000円、これ補正が計上されております。そこでお伺いしますが、この補正を計上するに当たって、ある程度の見積りというのは、多分取っていたからこの金額が出てきたと思っているんです。それでね、今現在、この衛星を使った調査をする会社というのは、日本に1社だけではないと理解しているのですが、何社くらいあるものなのか、お伺いしておきます。

それと、もう一つね、これ、衛生で調査をしたとき、色麻町の立地条件、その水道管が布設されている場所等の条件に照らし合わせたとき、調査のできない水道管が布設されている場所というのがあるのかどうか。衛星で調査する場合。その辺まで多分想定した予算組みがされていると思いますので、御回答のほう、期待をいたします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

調査のほうの、何社かという件でございますが、私のちょっと知っている限りでは1社でございます。

あと、2問目の管の配置のほうの調査でございますが、こちらのほうは、町内でございますけど、全部の管は把握できると思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 今の答弁だと、衛星を使って調査する会社は国内に1社だという認識の仕方。これは、例えば課長が色麻町で1社だという認識をしているということは、1社以外、国内には存在しないという理解の仕方をすれば私たちはいいわけですね、そうするとね。

となると、これは当然、この会社と契約をするときは相対といいますか、随意契約ということを想定されているんだろうと私たちは理解するわけですが、本当に1社だけし

か国内に存在しないと理解しているのかどうか、この辺について再度確認をいたしておきます。

それと、今の答弁ですと、全ての場所が調査できると。要するに、今の色麻町の状態だと、水道管がどこに埋まっているか分からない場所がいっぱいあるんですよ。水道管が埋まっていれば、そこはこの衛星でしっかりと調査できて、どこに水道管が埋まっているかも、まあ分かるからこれ、調査ができるわけですけどもね。そのように理解していて本当によろしいのかどうか。これ、3問目ですから。

私たちの感覚だと、どこに布設されているか分かるから調査ができるのではないかというような想定をしていたんです。しかし、古い石綿管等については、どこにどう走っているか分からない状態になっているところが結構あると。しかし、そのことについても、衛星だとそれを拾い出すことができるんだという回答だったと理解しておりますが、そのように理解していてよろしいのかどうか。これ、3問目ですから、再度お伺いいたしておきます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

まず、1問目の1社しかないと思われるということでございますが、業者のほう、その機械を持っている会社は多分1社ぐらいかなと思うんですけど、コンサル会社の契約等をしている場合ですと、その契約をしているのであれば、その業者とも、測量設計のほうに入れるのかなと思いますので、必ずしも1社とは違うのかなと思います。

あと、もう1問目の、全ての調査ができるかどうかの回答でございますが、基本的には水道台帳のほうに、建設水道課にあるマップのほうと比較しながら確認していくしかないのかなと思われま。

以上です。

○議長（中山 哲君） 課長、もう少し分かりやすくできないかな。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 大変すみません。じゃあ、分かりやすく御説明いたします。

この衛星で使う機械のほうでございますが、業者のほうは私が知る限り、ちょっと1社ぐらいしか知らないんですけど、設計コンサル会社のほうで契約している可能性もありますので、必ずしも1社ということはないと思われま。

あと、もう1問目でございますが、全ての調査、管路の調査のほうができるかどうかの確認ですけど、こちらのほうについては、建設水道課のマップと、今回、衛星で出てくる漏水のマップのほうを比較しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第4項予備費。（「なし」の声あり）

次に、88ページ。

資本的収入及び支出、収入から入ります。

第1款資本的収入第3項企業債。（「なし」の声あり）

次、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

過年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

建設改良積立金。（「なし」の声あり）

支出に入ります。

第1款資本的支出第1項建設改良費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、86ページに戻りまして、第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） お諮りいたします。

日程第11、認定第1号令和3年度色麻町一般会計決算認定について、日程第12、認定第2号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、日程第13、認定第3号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、日程第14、認定第4号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、日程第15、認定第5号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第16、認定第6号令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、日程第17、認定第7号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第18、認定第8号令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について、日程第19、認定第9号令和3年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上の9か件は令和3年度一般会計をはじめとする各種会計の決算認定の件であり、関連がありますので一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第11、認定第1号から日程第19、認定第9号までの9か件を一括議題とすることに決しました。

日程第11	認定第1号	令和3年度色麻町一般会計決算認定について
日程第12	認定第2号	令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第13	認定第3号	令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第14	認定第4号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第15	認定第5号	令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第16	認定第6号	令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第17	認定第7号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第18	認定第8号	令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第19	認定第9号	令和3年度色麻町水道事業会計決算認定について

日程第11、認定第1号令和3年度色麻町一般会計決算認定について、日程第12、認定第2号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、日程第13、認定第3号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、日程第14、認定第4号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、日程第15、認定第5号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第16、認定第6号令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、日程第17、認定第7号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第18、認定第8号令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について、日程第19、認定第9号令和3年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上の9案件について一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から決算の概要並びに提案理由の説明を求めます。
最初に一般会計。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 認定第1号令和3年度色麻町一般会計決算について、概要を申し上げます。

決算書196ページをお開き願います。196ページになります。196ページお願いいたします。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は50億7,946万5,000円、歳出総額は49億4,000万7,000円、歳入歳出差引額は1億3,945万8,000円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源、全て繰越明許費繰越額となりますが817万8,000円で、実質収支額は1億3,128万円となりました。

また、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額1億3,128万円のうち、その

金額の2分の1を上回る額の8,000万円を財政調整基金に積み立てたところでございます。

なお、事項別の詳細につきましては、質疑の際に御説明いたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） ここで、早坂利悦町長から発言の申出がありますので、許可いたします。町長。

○町長（早坂利悦君） 令和3年度の決算に入る前に、一言おわびを申し上げておきたいと思っております。

実は、令和3年度の社会教育課所管の町民小体育館管理事業において、年度中に支払いを完了させることができずに、令和4年の予算で支出することとなった事業がありました。これは町民小体育館の消防設備保守点検業務に関する支払いの7万7,000円でございますが、令和4年3月7日に委託事業者から点検結果報告と請求書を受領しておりましたが、他の書類に紛れてしまったものであります。この点検業務に係る支払い漏れが判明したのが、令和3年度の出納閉鎖後であったために、令和4年度予算から支出をいたしました。

大変申し訳なく、今後このようなことがないように、再発防止の具体的な対策をとるとともに、町行政の信頼回復に努めてまいりたいと思っております。大変申し訳なく思っております。大変すみませんでした。

○議長（中山 哲君） 以上で、町長からの申出による発言を終わります。

次に、奨学資金貸付基金特別会計。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 認定第2号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計の決算概要について申し上げます。

金額は1,000円単位で申し上げます。決算書209ページをお開きください。

歳入総額1,284万2,000円、歳出総額1,186万5,000円となり、歳入歳出差引額は97万7,000円となりました。

翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の97万7,000円となりました。

詳細につきましては、事項別明細書の審査の際に御説明申し上げます。

以上、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、工業団地整備事業特別会計。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 認定第3号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について御説明申し上げます。

決算書の222ページをお開き願います。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は2億9,843万2,000円、歳出総額は2億6,580万1,000円、歳入歳出差引額は3,263万1,000円となりました。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費による繰越額で3,219万1,000円とな

り、実質収支額は歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額を差し引きました44万円となりました。

事項別の詳細につきましては、御質疑の際に御説明を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、国民健康保険事業特別会計。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 認定第4号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算について、概要を御説明いたします。

251ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は8億5,006万8,000円、歳出総額は7億8,399万3,000円、歳入歳出差引額は6,607万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の6,607万5,000円となりました。

なお、地方自治法第233条の2及び色麻町国民健康保険事業財政調整基金条例第2条の規定により、実質収支額6,607万5,000円のうち、2分の1を上回る額となる3,400万円を色麻町国民健康保険事業財政調整基金に積み立てたところであります。

以上、決算の概要の御説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事項別明細書の質疑の際に改めて御説明させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、後期高齢者医療特別会計。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 認定第5号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算について、概要を御説明いたします。

268ページを御覧ください。

実質収支に関する調書であります。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は7,340万8,000円、歳出総額は7,257万5,000円、歳入歳出差引額は83万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の83万3,000円となりました。

以上、決算の概要の御説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事項別明細書の質疑の際に改めて御説明させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、介護保険特別会計。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 認定第6号令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定につきまして、概要を御説明申し上げます。

決算書297ページをお開き願います。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は8億122万8,000円、歳出総額は7億7,950万6,000円、歳入歳出差引額は2,172万2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の2,172万2,000円となりました。

詳細につきましては、事項別明細書の審査の際に御説明申し上げます。よろしく御審

議を賜りますようお願い申し上げ、決算概要の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、介護サービス事業特別会計。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 認定第7号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定につきまして、概要を御説明申し上げます。

決算書310ページをお開き願います。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は293万円、歳出総額は271万6,000円、歳入歳出差引額は21万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の21万4,000円となりました。

詳細につきましては、事項別明細書の審査の際に御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、決算概要の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、下水道事業特別会計。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 認定第8号令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算について、概要を御説明いたします。

333ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。金額は1,000円単位で申し上げます。

歳入総額は3億6,424万2,000円となり、歳出総額は3億4,900万7,000円となりました。歳入歳出差引額は1,523万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の1,523万5,000円となりました。

なお、詳細につきましては、事項別明細書の質疑の際に御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 最後に、水道事業会計。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 認定第9号令和3年度色麻町水道事業会計決算について、概要を御説明いたします。

水道事業決算書のほう、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出で、営業収益が1億2,806万1,078円、営業外収益が5,298万1,947円となり、収益合計は1億8,104万3,025円となりました。また、営業費用では1億5,184万9,952円、営業外費用では645万9,034円となり、費用合計は1億5,830万8,986円となりました。損失はありませんので、この結果、当年度純利益は2,273万4,039円となりました。

なお、詳細につきましては、収益費用明細書の審査の際に御説明申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上で決算の概要並びに提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） 次に、監査委員の決算審査の結果と意見の報告を求めますが、会計ごとに決算の説明を記載した意見書を議員各位のお手元に配付いたしておりますので、表などの説明は省略し、意見の概要について報告を求めます。御了解をいただきます。

それでは、代表監査委員から審査の結果と意見の報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（早坂仁一君） それでは、お手元にお渡ししております令和3年度色麻町各種会計決算審査意見書をお出し願いたいと思います。

意見書の1ページをお開き願います。

令和3年度色麻町各種会計歳入歳出決算審査意見書。

第1の審査の対象でございます。令和3年度一般会計特別会計歳入歳出決算書及び証拠書類、令和3年度は歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書でございます。

第2に審査の期間でございますけれども、令和4年7月19日から8月1日まで審査を行っております。

第3に審査の概要でございます。令和4年7月12日、町長より審査に付された令和3年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算については、決算の計数は正確であるか、予算の執行が適正に行われたか、財政運営が健全であったかに主眼を置き、また公有財産、基金、債権、施設及び物品の管理についても留意しながら、帳票・証書を精査するとともに、関係部署から必要な資料の提出と説明を求め、さらに既往の監査の結果等も参考にするなどして慎重に審査を行った。

審査の結果でございます。審査に付された各種決算等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、内容及び状況についても全般的に適正、妥当であると認められました。

次に、定額運用基金運用状況の意見を申し上げますので、17ページをお開き願います。

令和3年度定額運用基金運用状況審査意見書。

第1、審査の概要でございます。審査の対象は、令和3年度一般会計の高齢者等肉用牛貸付基金及び土地開発基金の運用状況報告書及び関係諸帳簿、証書類を対象に審査を実施しました。審査の期間でございますけれども、令和4年8月1日。

第2に、審査の結果でございます。各種基金の運用状況については、条例で定める目的に従って適正に運用されており、現金についても預金等により適正に管理されている。

次に、18ページの結びをお開き願います。

結び。令和3年度の日本は、令和2年1月に初の新型コロナウイルス感染者が確認されてから令和3年度も波状的に感染者が発生し、人々の生活は、新型コロナ感染リスク、物価高騰から事業は抑制され、個人消費は改善されていない。また、台風・豪雨被害も発生するなど、不安定な生活、経済環境となっている。

このような中、色麻町の令和3年度の事業は、産業の振興、子育て支援と定住化、地域福祉の充実などを目指し、限りある財産の配分を基本として、新型コロナウイルス感染症対策としての子育て世帯への臨時特別給付金、大原2号線等の舗装工事、豪雪による除雪費など道路維持改修事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、大原工業団地第1工区工場用地の売却と第2工区工場用地の取得、造成工事の着手、下水道事業、地方公営企業法適用業務等が追加され、令和3年度色麻町各種歳入歳出決算は、一般会計から特別会計まで歳入総額74億8,261万5,000円と、前年と比較して2億1,304

万円の減となった。

また、健全化判断比率は実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字なし。実質公債比率は10.2%並びに将来負担比率は79.1%となり、早期健全化基準は問題がなく、計画的かつ慎重な財務運営に努められていると認められた。

なお、一般会計の歳入決算状況を見ると、地方交付税は2億8,361万7,000円の増加となっておりますが、地方税は1,373万6,000円の減少と、2か年連続で1,000万円以上の減少となっており、健全かつ慎重な財政運営が重要と思慮されます。

今後も色麻町第5次長期総合計画を基本とした、町民の目線に立った、安心して良質な町民サービスの向上になお一層努められることを念願し、結びといたします。

続きまして、水道事業会計のほうの決算審査の意見を申し上げますので、別冊の水道事業会計決算審査意見書をお出し願います。

開いていただきまして、1ページです。

令和3年度色麻町水道事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要です。審査の期間は令和4年4月1日、棚卸資産検査、令和4年7月19日及び8月5日、全般審査。

審査の手続きでございます。この審査に当たっては、町長から提出された決算書が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票、証拠書類等の照合のほか、必要と認めるその他の審査を実施した。同時に本事業の経営内容を把握するための計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として実施した。

審査の結果。1、棚卸資産検査の結果、棚卸資産検査の結果、帳簿と実際の数量に過不足はなかった。

決算諸表について、審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

次に、3ページの結びをお開きください。

結び。今年の色麻町の水道事業は、下水道の接続・工業団地の整備等による給水量の増加並びに老朽管の更新等に対応した水道施設の改修工事等を実施し、年間を通じ安定した良質な水の供給に努めていることが認められた。

このような中、水道事業会計の決算は、経営の状況を示す収益的収支において純利益2,273万4,039円と、前年対比544万1,388円の減少となっている。

また、財政状態を示す貸借対照表においては、資産総額22億6,210万1,215円、負債総額16億3,640万4,111円、資本総額6億2,569万7,104円となった。資産の部で固定資産等が増加したことにより、負債の部では企業債等の増加となっております。しかしながら、これらにより安定した良質な水の供給に向けた設備の改善（有形固定資産）、当年度増加額1億9,249万1,437円になり、設備の改善に努めたものと認められる。

有収率は63.3%と前年対比で0.7%の微増となったが、全国の色麻町と同規模の施設より低い状況が続いていることから、有収率の改善のために老朽管の更新や漏水対策な

ど、引き続き設備の改善が望まれる。今後も町民の安全と安心の生命線である安定した良質な水の供給になお一層努められますことを念願し、結びといたします。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） これをもって、代表監査委員の決算審査の結果と意見の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

○議長（中山 哲君） これより各種会計ごとに総括質疑を行います。

発言者、答弁者双方とも簡潔明瞭に話されますようお願いいたします。

それでは、会計ごとに総括質疑を行います。

令和3年度色麻町一般会計決算認定について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねを申し上げます。

ただいま監査委員からもございました結び等にもあります、限りある財源の配分を基本として、今回の令和3年度の予算措置をなされたと思われます。この決算の中、歳入歳出において、目的、性質別等々を考えて効率的、効果的な事業をなされたのだと思うのですが、町長としてこの答弁いただいて、適正に成果・効果が現れたのかどうか。町長と前に、町政のあゆみというのでもやっておりますのでね。その点を踏まえながら、どのように町長は判断なされているのか、まずお尋ねしておこうかなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 十分成果も効果もあったものだというふうに私としては考えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あったものという答弁、ただ、具体的に町長としては今回の決算措置を図って、どのようにその事業として、成果、効果があったと思われるかをお尋ねしているわけですよ。成果があった効果というのは言葉として分かるのですが、具体的に町長として今回の、交付金を含め前年度より減っているわけですから、その中で最大限の経費で最大の効果を現すということになっていますし、その点をどのようにしてやったのか。

地方自治法においても、成果についての主要施策についての説明を議会に出さなくてはいけないという法律もございます。そういったことを加味すると、町長はどのように捉えたのか。目的別、性質別、いろんな事業があったと思います。その点を町長としてどう判断して、成果、効果があったということでは言われているのかをお尋ねしているのですが、再度答弁を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 細かいことについては、これから審議をなされながら、皆さんのそれぞれの、そのことに対する評価がなされるものだというふうには思います。私としては、この決算に全体的に現れたものについては、全て町の、あるいは町民のニーズに

応えるためのそれなりの行事あるいは仕事をやってきたものでありますので、十分に効果も、そして当然、成果も出ていると、こういうふうに私としては考えております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） あゆみのほうの8ページの一番下のほうに、4番として、健全化判断比率の状況ということで載っています。実質公債費比率、また将来負担比率、いずれも早期健全化基準を下回っているという状況であります。令和3年度、その将来負担比率、令和2年度が101.8、今回79.1と、ここに来て大きく数字的に下がっているという、この状況、令和3年度決算はなぜこのように大きく下がったものなのか、その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 健全化判断比率の中の将来負担比率が約30ポイントぐらい落ちていますと、理由は何ですかという御質問でございますけれども、まず御承知のとおり、分母が標準財政規模を使うということで、3年度、相当数大きくなっておりまして、33億2,300万円ほどだったよということで、2年度と比べても相当数伸びているというのがまず1つ。

それから、工業団地の繰上げ、売却できたものですから、地方債の繰上げなんかしていますので、その辺の負担が減っているということで、分母が大きくなって分子が若干小さくなっているというところで、79.1%という数字に今回なったというふうに分析をしておるところでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 総括ですから、町長の感触でいいですのでね、どのような感触を持ったかをお話しいただきたいと思うんです。実は、総額として、決算でね、50億円ぐらいのお金を使ったと。それは50億円の成果があったと。それは理屈的にそうなんです。50億円の成果がありました。ただね、予算を分配して使うだけけれども、やはり町長はね、この決算にするに当たってみんなに説明をしなくちゃなんないのは、こういったお金は、こういった意図、こういったことを意図して使ったんだと。そのためにね、その目的は達成されたと、この部分についてはね、こういう達成された目的があったんだとか、具体的なものは示していただいたほうが私はいいと思うんですよ。そして、言っていること分かりますか。

例えば、例えばですよ、前に、例えば少子化対策としてね、ということも言われていたことがありました。そうするとね、こういったお金を使ったのは、やはり少子化対策で少しでも出生率を上げていただくためにこういう予算を使ったんだと。その結果、こうなった事例が今年度はあったよとかね。これは例えばですよ、例えばこういったお金を商工会に投入したと。その結果、商工会の売上げがこのくらい増えた。これが今年度の我が町の決算としての実績が現れているよとか、こういったね、何ていうかな、本質的な事例をやはりここで、決算ですから、披露していただいたほうがより親切だと思うんですよ。

効果はあっただけでは、確かに使った効果はありました。使ったことによって、具体的な、どういう目に見える効果が現れたのか、実績が現れたのか。これは多少漠然としてもいいですから、そういったね、思いというものはやはり決算を機に表明されたほうが私はいいと思うんですよ。

ですから、これ、これで終わりますから質問は。ですから、その辺について議会へ、またこれは町民に対する、今年度50億円使った結果としての成果、色麻町の成果はこういうのがあったんだと。これはね、しゃべっておいたほうが私はいいと思います。

ということで、これはと思うことがあると思いますので、それはお話ししていただければと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 細かいことは別だということですので、今回のこの決算の中で、本町の中にこれまでと違うというのは、いわゆる地方創生の臨時交付金ということで、コロナ関係のほうでの対応の金が入っていると。これを今も継続中で、この金の継続中ではやっておるんですけれども、その金額が反映されておったと。それも私としては、皆さんの議決を得ながらやってきていることですのでけれども、効果はあるものだというふうに思いますし、また、大きいのはやっぱり、今、町としていつも言っておりますけれども、企業を呼び込むまちづくりをしたいということで、思いはこのように進めているんですけれども、この関係で工業団地を整備をし、そしてまずもって、今工事中のラドファの、全農ラドファが進出をしてきたということでの効果は、これはあったんだというふうに思っていますし、これも、これからも引き続き、これは単発ではありませんので、引き続き努力はしていかななくちゃならないというふうに思っております。

細かいことについては、それぞれ審議されるたびごとに、私としては全部それなりの意味を含めながら予算を措置をし、そして決算の中で示されるように、これは十分町民の皆さんに理解を得て、結果もついてきているものだというふうには思っておりますけれども、細かいことについてはいろいろあろうかと思えます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、令和3年度色麻町介護保険特別会計決算認定について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、令和3年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、令和3年度色麻町水道事業会計決算認定について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

以上で、各会計ごとの総括質疑は全部終了いたしました。

○議長（中山 哲君） お諮りいたします。認定第1号から認定第9号までの令和3年度各種会計決算の認定審査は、議長を除く全員で構成する決算認定審査全員特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する決算認定審査全員特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決しました。

お諮りいたします。本会議は付託しました審査が終了するまで休会することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本会議は付託しました審査が終了するまで休会と決しました。

続いてお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

午後2時29分 延会
